③　ＮＯＫ株式会社社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年６月１日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、ＮＯＫ株式会社（以下「ＮＯＫ」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の平成23年３月期の連結当期純利益について、平成22年５月13日に公表された直近の予想値148億円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、新たに算出した予想値が217億円として公表された同年７月30日午後３時より以前の同月21日午前９時頃から同月30日午後３時までの間に、自己の計算において、ＮＯＫの株式合計５万4,000株を買付価額合計7,759万5,000円で買い付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が217億円として公表された平成22年７月30日午後３時より以前の同月21日午前９時２分頃から同月29日午後１時23分頃までの間に、自己の計算において、ＮＯＫの株式合計900株を買付価額合計130万6,900円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　426万円

課徴金納付命令対象者②　５万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）

審判手続開始決定日　平成24年６月１日

課徴金納付命令日　　平成24年６月22日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④　株式会社バンテック社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年６月15日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、株式会社バンテック（以下「バンテック」という。）の社員Ａから、同社の役員Ｂが、同社と株式会社日立物流（以下「日立物流」という。）との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Ａがその職務に関し知った、日立物流の業務執行を決定する機関が、バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実（以下「本件公開買付け事実」という。）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年３月10日より前の同年２月17日から同月22日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万1,200円で買い付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、バンテックの社員Ａから、同社の役員Ｂが、同社と日立物流との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Ａがその職務に関し知った、本件公開買付け事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年３月10日より前の同年２月17日から同月21日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万4,000円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　112万円

課徴金納付命令対象者②　112万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）

審判手続開始決定日　平成24年６月15日

課徴金納付命令日　　平成24年７月10日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤　株式会社ネクスト社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年７月６日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ネクスト（以下「ネクスト」という。）の社員であったが、その職務に関し、①同社の平成24年３月期の連結売上高、連結経常利益及び連結当期純利益について、平成23年５月12日に公表がされた、連結売上高117億3,900万円、連結経常利益14億2,100万円、連結当期純利益７億7,300万円との直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実、②同社の同期の剰余金の配当について、平成23年８月19日に公表がされた直近の予想値６円20銭に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実をいずれも知りながら、新たに算出した予想値が連結売上高98億9,900万円、連結経常利益５億9,100万円、連結当期純利益２億3,300万円、剰余金の配当１円90銭として公表がされた平成23年11月９日午後３時15分頃より前の同日午前９時頃から午前９時１分頃までの間、自己の計算において、ネクストの株式合計4,300株を売付価額合計148万3,500円で売り付けた。

【課徴金額】　24万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年７月６日

課徴金納付命令日　　平成24年８月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　株式会社ジアース役員及び社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年８月３日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、株式会社ジアース（以下「ジアース」という。）の役員であったが、その職務に関し、

㈠　ジアースの業務執行を決定する機関が、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者（以下「グーグル」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成22年８月12日より前の同年７月28日、自己の計算において、ジアースの株式合計183株を買付価額合計238万9,480円で買い付け、

㈡　ジアースにおいて、グーグルから、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の、ジアースの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、この事実が公表された平成23年１月27日午後10時頃より前の同日午前９時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計183株を売付価額合計106万5,060円で売り付けた。